

障害者施設介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、ロボット技術やICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進することを目的とし、介護ロボット等を導入する際の経費及びICTを導入する際の経費等に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条

(1) 介護ロボット等導入支援事業

交付の対象者は、次の各号をすべて満たす事業所を運営する法人とする。ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除く。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第36条及び第38条又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の9に基づき、愛知県知事（以下「知事」という。）から指定を受けた以下の事業者であること。なお、大府市に所在する事業所については大府市長から指定を受けた以下の事業者であること。

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者等包括支援事業者、障害児入所施設事業者。

イ 愛知県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市を除く。）に所在する事業所であること。

ウ 過去5年以内に、同一法人が運営する事業所において、法第49条及び第50条又は児童福祉法第24条の16及び17による勧告、命令、指定の取消し等を受けていないこと。

(2) ICT導入支援事業

交付の対象者は、次の各号をすべて満たす事業所を運営する法人とする。ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除く。

ア 対象事業者

法第36条及び第38条又は児童福祉法第21条の5の15、第24条の9に基づき知事から指定を受けた以下の事業者であること。なお、大府市に所在する事業所については大府市長から指定を受けた以下の事業者であること。

(i) ICTの導入支援事業

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児支援事業者、障害児相談支援事業者。

(ii) AIカメラ等の導入支援

障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業者（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者）、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者を除いた事業者。

(iii) 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

児童発達支援センター事業者（地域の実情により、児童発達支援センターを設置していない場合であって、児童発達支援事業所等の関係機関が連携することにより、障害児支援の中核機能を整備している場合を含む。（以下、「児童発達支援センター等」という。))。

イ 愛知県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市を除く。）に所在する事業所であること。

ウ 過去5年以内に、同一法人が運営する事業所において、法第49条及び第50条又は児童福祉法第21条の5の23及び24、第24条の16及び17による勧告、命令、指定の取消等を受けていないこと。

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

交付の対象者は、次の各号をすべて満たす事業所を運営する法人とする。ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除く。

ア 法第36条及び法第38条に基づき知事から指定を受けた以下の事業者であること。

なお、大府市に所在する事業所については大府市長から指定を受けた以下の事業者であること。

介護テクノロジーのパッケージ型による導入については、障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者等包括支援事業者。見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備については障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者。

イ 愛知県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市を除く。）に所在する事業所であること。

ウ 過去5年以内に、同一法人が運営する事業所において、法第49条及び第50条による勧告、命令、指定の取消し等を受けていないこと。

(補助事業)

第3条 交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、第4条に規定する補助対象を導入する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、次のうち知事が認める経費とする。

(1) 介護ロボット等導入支援事業

介護ロボット等の導入に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）。ただし、1機器当たりの対象経費の合計額は、介護ロボット等の目的の場面ごとに、次のとおりとする。

ア 移乗介護、入浴支援 100万円以下

イ 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、機能訓練支援、栄養管理支援 30万円以下

補助対象となる「介護ロボット等」とは、次の(i)から(iii)の全ての要件を満たすものをいう。複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。また、介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。なお、購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は導入した年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。

(i) 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「栄養管理支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

(ii) 技術的要件

ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

※ センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等

(iii) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(2) ICT導入支援事業

ア ICT導入支援事業

(i) 情報端末(タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム)

業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェア、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したもの。

(ii) ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)

次のいずれかに該当する製品。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する製品であること。

- ・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事務所内外の情報連携含む。)、請求業務を一気通貫(転記等の業務が発生しない)で行うことが可能となっているものであるもの。
- ・バックオフィス業務(業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページの作成などの業務)のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫(転記等の業務が発生しない)の環境が実現できるもの。

(iii) AIカメラ等

次の要件に該当する場合に対象とする。

- ・防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。
- ・居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。

- ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。
- ・利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。
- ・カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。
- ・撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。

(iv) 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）

(v) 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

(iv) の通信環境機器等及び (v) の保守経費等については、(i) の情報端末、(ii) のソフトウェア、(iii) のAIカメラ等の導入に必要なものに限り対象とする。

なお、導入した年度中に係る経費のみを対象とする。

また、購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。併せて、インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は本事業の対象外とする。

イ 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

(i) 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア）

地域の他事業所等との情報共有、意見交換、保護者との面接（個人・グループを問わず）を行うためのハードウェア。

(ii) ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

オンラインミーティング等を実施するためのものや、容量の大きいファイルを共有するための商品であること。

(iii) 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）

(iv) 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

(iii) の通信環境機器等及び (iv) の保守経費等については、(i) の情報端末、(ii) のソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とする。

なお、導入した年度中に係る経費のみを対象とする。また、インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は本事業の対象外とする。

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

介護ロボット等やICTを複数組み合わせる導入する障害者施設介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条（3）アに規定する事業者に対して、介護テクノロジーのパッケージ型の導入支援を行う。介護ロボット等やICTの導入における要件や補助対象等については、第5条（1）及び（2）アの内容を準用する。ただし、パッケージ型の導入支援を行う場合は、第5条（1）ア、イに規定する介護ロボット等の1機器当たりの上限額については適用しない。

ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

交付要綱第4条（1）及び（2）ア（i）～（iii）に定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせる導入する場合に必要な経費を補助する。ICTについては、交付要綱第4条（2）ア（iv）通信環境機器等及び（v）保守経費等は補助対象外とする。

イ 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備

障害者支援施設事業者及び共同生活援助事業者が見守り機器を導入し、その機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。

- （i）Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）。
 - （ii）職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）
 - （iii）見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費（見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア（既存のサービスの提供記録ソフトウェアの改修経費も含む）バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）
- また、見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。なお、購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。

- 2 前項の補助対象となる経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
- 3 他の国庫補助事業により補助を受けている場合は、本事業の補助対象とならないこと

（補助金の額）

第5条 この補助金の交付額は、事業所ごとに、基準額と、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方に以下の補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

	対象経費	補助率	基準額(上限額)
介護ロボット等 導入支援	第4条(1)に示す 経費	3/4	障害者支援施設1施設あたり 2,100千円 共同生活援助事業所1事業所あたり 1,500千円 その他事業所1事業所あたり 1,200千円
ICT導入支援	第4条(2)アに示 す経費	3/4	1施設又は事業所あたり 1,000千円
	第4条(2)イに示 す経費	3/4	1施設又は事業所あたり 800千円
介護テクノロジーの パッケージ 型導入支援	第4条(3)に示す 経費	3/4	1施設又は事業所あたり 10,000千円

(申請手続)

第6条 規則第3条の規定による申請書及び添付書類は、以下のとおりとする。

(1) 介護ロボット等導入支援事業

様式1(別紙1, 2含む)

(2) ICT導入支援事業

様式2(別紙1, 2, 3, 4, 5, 6含む)

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

様式3(別紙1, 2含む)

2 前項の規定による申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受け取った日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により補助事業の内容を変更する場合(軽微な変更又は補助金の額の変更を除く。)は、あらかじめ変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業遅延の報告)

第10条 補助事業は同年度内までに実施するものとし、期間内に完了しない場合又は補助事業

の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 11 条 規則第 13 条に定める実績報告書及び添付書類の様式は以下のとおりとする。

(1) 介護ロボット等導入支援事業

様式 4 (別紙 1, 2 含む)

(2) ICT 導入支援事業

様式 5 (別紙 1、2、3、4、5、6 含む)

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

様式 6 (別紙 1、2 含む)

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後、知事が別に定める日とする。

(補助金の交付)

第 12 条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(財産の処分の制限)

第 13 条 規則第 20 条ただし書に規定する知事の定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）による。

2 規則第 20 条第 2 号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 3 万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(補助金の返還)

第 14 条 前条第 1 項に定める期間を経過する前に、事業所を休止又は廃止し、法第 50 条により指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を受け、または規則 20 条に規定する知事の承認を得ないで財産の処分を行ったときは、補助事業により取得した財産の残存価格の全部又は一部を県に納付させることがある。

(関係帳簿の整備)

第 15 条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

(成果公表義務)

第 16 条 補助事業者は、導入製品の内容や導入効果等について、ホームページ等で公表しなければならない。

(消費税等仕入控除税額報告書)

第 17 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、様式 7 により速やかに、遅くとも補助事業年度の翌々年度の 6 月 30 日までに、知事に報告しなければならない。

2 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。